

重要事項説明書

1 事業者概要

| | |
|----------|--|
| 事業者名 | 公益財団法人 岡山市ふれあい公社 |
| 所在地・電話番号 | 所在地 岡山市中区桑野715番地2 電話番号 086-274-5151 |

2 事業所の概要

| | |
|-----------|---|
| 事業所名 | 岡山市北区中央地域包括支援センター |
| 所在地 | 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 |
| 介護保険事業所番号 | 3300100025 |
| 管理者・連絡先 | センター長 古家 智文 電話番号 086-224-8755 |
| サービス提供地域 | 岡山市北区中央福祉事務所所管 岡輝・石井・桑田・岡北・中央・御南・吉備（中学校区） |

3 職員体制

| 職 種 | 員 数 | 職務内容 |
|---------|------|----------------------------|
| 管理者 | 1名 | 統括 |
| 保健師・看護師 | 1名以上 | 介護予防ケアプラン作成業務等の実施 |
| 社会福祉士 | 1名以上 | 介護予防ケアプラン作成業務等の実施 |
| 介護支援専門員 | 1名以上 | 介護予防ケアプラン作成業務等の実施 |
| その他 | 1名以上 | 介護予防サービス計画等作成業務等の補助及び必要な事務 |

4 営業日・営業時間

| | |
|------|---------------------------------------|
| 営業日 | 月曜日～金曜日まで。ただし、国民の祝日及び12月29日～1月3日までを除く |
| 営業時間 | 午前8時30分から午後5時00分まで |

5 利用者負担

基準該当介護予防支援については、原則として利用者の負担はありません。

6 事業の目的及び運営方針

介護保険法等の関係法令等に従い、サービス提供地域に居住する利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な介

介護予防サービス等が適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス計画（以下「介護予防プラン」という。）を作成するとともに、サービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供します。また、事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立に総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。なお、介護予防サービス計画等の作成にあたっては、利用者の求めに応じて、複数のサービス事業者等の紹介及び介護予防サービス計画等原案に位置付けたサービス事業者等の選定理由についての説明を行います。

7 緊急時等における対応

介護予防支援実施中に、利用者の病状の急変及びその他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じます。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。なお、入院するときには、担当の地域包括支援センター名及び担当職員の氏名・連絡先等を病院・診療所にお伝え下さい。

8 事故発生時の対応

介護予防支援実施中に、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び市町村並びに利用者に係るサービス事業者等に連絡を行い必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処理を記録し、その完結の日から5年間保存します。

利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。また、そのための損害賠償責任保険に加入します。（耐用年数経過後の器具、什器、備品等の破損についてはこの限りではありません。）

9 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待防止のため、次の措置を講じます。

- 1 (1) 虐待防止委員会の開催及び検討結果の従業者への周知徹底
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待の防止に関する責任者の配置
- (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当該事業所の担当職員又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通知します。

また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力します。

10 成年後見制度の活用支援

利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

1 1 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

| | |
|------|---|
| 相談窓口 | 電話番号 086-224-8755 F A X 086-224-8763 相談員 (責任者) 岡山市北区中央地域包括支援センター センター長 古家 智文 対応時間 平日8時30分から17時00分まで (土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く) |
|------|---|

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

| | |
|----------------|--|
| 岡山市事業者指導課 | 所在地 岡山市北区大供三丁目1番18号 K S B会館4階 電話番号 086-212-1012 F A X 086-221-3010 対応時間 平日8時30分から17時15分まで (土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く) |
| 岡山市介護保険課 | 所在地 岡山市北区鹿田町1-1-1 電話番号 086-803-1240 F A X 086-803-1869 対応時間 平日8時30分から17時15分まで (土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く) |
| 岡山県国民健康保険団体連合会 | 所在地 岡山市北区桑田町17番5号 電話番号 086-223-8811 F A X 086-223-9109 対応時間 平日8時30分から17時15分まで (土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く) |

市町村が行う文書等の提出若しくは提示の求め又は当該職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力します。市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

1 2 秘密の保持

(1) 担当職員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命及び身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、その在職中及び退職後も保持します。

(2) 事業所は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができます。

(基準該当介護予防支援)

令和 年 月 日

基準該当介護予防支援に係る契約にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受けました。

利用者 氏 名

代理人 氏 名

家 族 氏 名

基準該当介護予防支援に係る契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 事業者名 公益財団法人 岡山市ふれあい公社
事業所名 岡山市北区中央地域包括支援センター
説明者